

広島国際大学情報セキュリティ基本方針

2019 年 7 月 23 日 制定

1. 目 的

広島国際大学の教育ならびに学術研究等の活動において、情報資産の活用は不可欠になっている。本学の構成員は、情報資産の活用だけに留まらず、情報セキュリティが欠くことのできない重要な要件であることを認識し、本学の情報資産に対するセキュリティの適切な対策に努めなければならない。

情報セキュリティ基本方針(以下「基本方針」という)は、本学の情報セキュリティ対策の基本姿勢であり、情報資産を機密性・完全性・可用性の面で適切に維持するとともに、関連する法令および規則を遵守し、当該資産の保護と学内外からの脅威を未然に防止することを目的としている。

本学の情報資産を利用する者は、情報セキュリティの重要性を認識し、この基本方針を遵守しなければならない。

ただし、この基本方針は、教育研究活動において必要な公開性や利便性を制限するものであってはならない。

2. 適用範囲

基本方針の適用範囲は、本学のネットワーク資源を使用するすべての情報機器および本学の構成員（教職員、学生、研究生、臨時要員等本学で活動するすべての者）を対象とする。

3. 組織体制

本学の情報セキュリティに関する基本方針および対策基準の策定等の重要事項の決定は情報センター運営委員会にて行う。また、本委員会の委員長が本学の情報セキュリティ最高責任者となる。情報セキュリティ最高責任者は、本学の情報セキュリティに関する総括的な意思決定を行う。

4. 情報資産の管理

本学の構成員は、情報資産を適切に管理しなければならない。情報資産の管理に関する必要な事項は、対策基準で定める。

5. 情報セキュリティ侵害行為の防止

本学の構成員は、情報セキュリティの侵害行為を防止するとともに、それらの行為に利用されることのないよう努めなければならない。本学に対するセキュリティ侵害への対処に関する必要な事項は、対策基準で定める。

6. 遵守義務

本学の構成員は、情報資産の取り扱いに関し、基本方針および対策基準、その他情報セキュリティに関する法令等を遵守しなければならない。

7. 違反時の罰則

法令および基本方針等に違反した場合は、学則および就業規則等に則して罰せられることがある。

8. 教 育

本学の構成員は、定期的に情報セキュリティに関する教育を受けなければならない。

9. 評 価

情報センター運営委員会は、基本方針が遵守されているかを必要に応じて点検するとともに、情報セキュリティ環境の変化をも踏まえて基本方針および対策基準の評価を実施するものとする。

10. 見直し

前項の評価に基づき、必要に応じて基本方針および対策基準の見直しを実施するものとする。なお、基本方針、対策基準の改正等については、情報センター運営委員会にて決定することとする。

11. 用語の定義

1) 情報資産

情報（電磁媒体に記憶されたものに限る）ならびに情報システムの総称をいう。

2) 機密性

アクセスを許可された者だけが情報にアクセスできることを確実にすること。

3) 完全性

情報および処理方法が、正確であることおよび完全であることを保護すること。

4) 可用性

許可された利用者が、必要なときに、情報および関連する資産にアクセスできることを確実にすること。